



## 縁桂森林フェスティバルを開催!!!

9月23日（秋分の日）に縁桂森林フェスティバルが縁桂森林公園にて開催されました。

当日は残念ながら雨となりましたが、沢山の方が参加し、縁桂散策後、会場にて黒千石ごはん等が振舞われ、大変喜ばれていました。

- 第3回定例会で審議して決まったこと …… P. 2
- 一 般 質 問 …… P. 5
- 委員会の活動報告 …… P. 14
- 議会のうごき …… P. 16

# 令和5年度一般会計補正予算などを可決



## 第3回 乙部町議会定例会

### 第3回定例会

### 審議して決まったこと

令和五年第三回乙部町議会定例会が九月十四日に招集され、会期を一日間と決めました。今定例会は令和五年度一般会計補正予算などの提出案件が計二十三件あり、いずれも原案のとおり可決しました。  
また、一般質問では甲谷議員、増川議員、田中議員、澤田議員、笹谷議員、倉持議員、安岡議員の七名から町政に関する考えをただす質問があり、同日閉会しました。

### 報 告

■令和四年度健全化判断比率の報告

■令和四年度公営企業資金不足比率の報告  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標の基準をいづれも下回り、赤字も発生していない旨の報告がなされました。

また、公営企業（国民健康保険病院事業等四会計）の資金不足も発生していない旨の報告もなされました。

### 補正予算

■令和五年度乙部町一般会計補正予算(第三回)

歳入では、ふるさと寄附金の追加など、歳出では、ふるさと創生事業推進基金積立金の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ五千百七十三万七千円を追加し、総額を五十二億四千四百七十九万二千円としました。

■令和五年度乙部町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第一回)

歳入では、特別交付金の追加など、歳出では、特定検診受診率向上支援

等共同事業委託料の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ三十七万三千円を追加し、総額を四億千七百三万五千円としました。

■令和五年度乙部町介護保険特別会計補正予算 (第一回)

保険事業勘定の歳入では、介護給付費準備基金繰入金の追加など、歳出では、介護給付費交付金精算返還金の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ六百六十五万八千円を追加し、総額を六億二千二百十九万一千円としました。  
介護サービス事業勘定

の歳入では、介護サービス提供基盤等整備事業費補助金の追加、歳出では、おとべ荘3Dデジタルコンテンツ制作業務委託料の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ二百六万二千円を追加し、総額を十四億九千六百一十五千円としました。

### ■令和五年度乙部町簡易水道事業特別会計補正予算 (第二回)

歳入では、前年度繰越金の追加、歳出では、職員手当等の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ二十七万六千円を追加し、総額を二億二千二百八十四千円としました。

### ■令和五年度乙部町公共下水道事業特別会計補正予算 (第二回)

歳入では、前年度繰越金の追加、歳出では、職員手当等の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ二十九万二千円を追加し、総額を二億二千八百

七十四万円としました。

### ■令和五年度乙部町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第一回)

収益的収入では、外来収益の追加など、収益的支出では、南檜山メデイカルネットワーク医師派遣負担金の追加を行い、収入・支出それぞれ七百五万円を追加し、総額を四億八千二百七十一万七千円としました。

## 規約の変更

### ■北海道市町村職員退職手当組合規約の変更

新たに「後志広域連合」が加入することに伴い、規約の変更をしました。

## 条例の改正

### ■乙部町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

従来の奨学資金の貸付

に加え、新たに「入学一時金」の貸付を行うことから、条例の一部を改正しました。

### ■乙部町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例

特別養護老人ホームおとべ荘が移転改築することに伴い、所在地が変更となることから、条例の一部を改正しました。

### ■乙部町宿泊体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙部町宿泊体験施設光林荘の利用料が変更となることに伴い、条例の一部を改正しました。

## 同意

### ■乙部町教育委員会委員の任命

乙部町教育委員会委員の任期が満了となるため、後任委員として中村 彰

氏が選任されました。

## その他

### ■緑町四号線道路改良舗装工事(補正)請負契約の変更契約の締結

契約金額を一億千五百五十万円から一億千五百五十五万五千円に変更し、契約を締結しました。

### ■富岡五号線道路改良舗装工事請負契約の変更契約の締結

契約金額を八千六百九十万円から九千八十八万九千円に変更し、契約を締結しました。

## 認定

### ■令和四年度乙部町一般会計歳入歳出決算認定

### ■令和四年度乙部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

### ■令和四年度乙部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

### ■令和四年度乙部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

### ■令和四年度乙部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

### ■令和四年度乙部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

### ■令和四年度乙部町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

### ■令和四年度乙部町国民健康保険病院事業会計決算認定

これら一般会計・各会計の計八会計について、江口代表監査委員より決算審査報告があり、のちに決算特別委員会に付託されました。

## 決議

令和四年度各会計決算及び各基金運用状況審査の万全を期する上から、事務検査に関する決議が可決され、決算特別委員会（田中委員長・澤田副委員長）が、議長と議会選出監査委員を除く七名で構成されました。

## 意見書を採択

第三回定例会では、次の意見書案を可決し、内閣総理大臣はじめ、関係省庁へ送付しました。

■ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

■国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

## 議員の派遣

・当町出身者との町政に関する意見交換のため、第二十八回東京おとべ会へ。  
（十月六日～八日）

・議会の活性化に資するため、渡島・檜山町村議会議長会主催議員研修会へ。  
（十月十六日）

・当町出身者との町政に関する意見交換のため第三十六回さっぽろ乙部会へ。  
（十一月四日～五日）

・議会の活性化に資するため町村議会議長全国大会へ。  
（十一月二十八日～二十九日）

それぞれ議員を派遣することに決定しました。

## 閉会中の継続調査

常任委員会の閉会中の継続調査の申し出を決定したものです。

■まちづくり常任委員会

〔調査事件〕  
・元和一号線災害防除工事の進捗状況について（現地調査）

・緑町四号線道路改良舗装工事の進捗状況について（現地調査）

・滝瀬海岸展望公園整備の進捗状況について（現地調査）

■議会運営委員会

〔調査事件〕  
・議会の運営に関する事項

・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

・議長の諮問等に関する事項

## 諸般の報告

第三回定例会において、会議に先立ち、議長から次の事項について報告がなされました。

・檜山広域行政組合議会及び南部桧山衛生処理組合議会に関する事項

・（株）乙部振興公社第四十四期営業報告書及び第四十五期営業計画書の提出について

・監査委員からの例月出納検査報告

・各常任委員会の閉会中の継続調査事件の報告



## お願い

議会議長あての文書や案内状などは、議長の日程調整をする必要がありますので、議会事務局に送付するようお願いいたします。

〒043-0103  
爾志郡乙部町字緑町388番地  
乙部町議会事務局 宛

# 7人の議員から一般質問がありました!!

第3回定例会では、甲谷議員、増川議員、田中議員、澤田議員、笹谷議員、倉持議員、安岡議員（提出順）の7名が質問に立ち、町政に対する考え方などを質す、計11項目の質問がありました。

## 質問

子ども達が安心して学べる環境整備について



甲谷勇介 議員

夏休みが明け各学校では新学期を迎え、町内にはいつもの見慣れた登校風景が戻ってまいりました。

そうした中、八月二十三日には熱中症対策として、道内公立学校のうち三十一校が臨時休校し、乙部小学校・明和小学校・乙部中学校を含む二百八十五校が下校時間を繰り上げ、そのような措置が町内小・中学校では二十五日まで延長されるといふ異例の事態となりました。

これまで北海道の夏といえば、冷涼で短く本州と比べると比較的過ごしやすいものとされ、暑さ対策については、これまでそれほど赴きをおいてこなかったように思います。

しかし、今年の夏のよ

ってきた場合、児童・生徒の健康面、高温多湿による授業中の集中力低下などが危惧されます。

近年、まれにみる異常気象でありましたので子供たちの生命を第一に考えますと、この度の臨時休校や下校時間の繰り上げはやむを得ない判断であったと思われませんが、今後もこうした対応のみ偏りますと、やがては各指導計画にも少なからず影響が及ぶことが懸念されます。

夏期長期休暇の期間見直しという対応も含め、どのような気象状況の中でも子ども達が快適に学びを深めていける環境づくりの必要性を強く感じております。

こうして学校の暑さ対策に関係機関の方々が考慮される中、八月二十二日に伊達市内の小学校二

年生女子児童が熱中症の疑いで亡くなるという事故が発生いたしました。

私達はこの痛ましい事故を今後の教訓に、しっかりと生かしていかなければならないと思います。

低学年になるほど体温調節が難しく体調の変化に気づきづらい、また自身の体調の悪化に気づいても無理してしまうなど、子ども達の特性も様々であると考えた時、学校生活を送る上でのもう少し踏み込んだ熱中症対策のガイドラインの設定が必要なのではないかと考えます。

こうしたことを踏まえて次の二点についてお聞きします。

一点目、暑さに対しても快適に過ごせる学校環境の整備について。

二点目、児童・生徒に對しての熱中症対策のガイドラインの見直しについて、教育長の見解をお伺いします。

## 答弁者

品野教育長

今夏は八月に入り連日、北海道とは思えない酷暑の日々が続き、町内では乙部小学校と乙部中学校において三日間、明和小学校では四日間の下校時間の繰り上げ措置が取られました。

猛暑による下校時間の繰り上げ措置は当町において初の事態ではないかと認識をしております。

また、これらの措置が取られた期間以外ではありますが、熱中症もしくはそれと思われる体調不良により、児童・生徒の欠席の報告もありました。この暑さは今年だけの異常気象ではなく、来夏以降も同様の暑さが長期間続くものと考えております。

このような状況を踏まえ、児童・生徒の生命及び健康の維持、そして快適な学習環境の構築は喫緊の課題であると考えております。

ご質問の一点目、暑さ

に対しても快適に過ごせる学校環境の整備についてでありますが、先ほども申し上げたとおり、来夏以降も同様の猛暑が続くであろうとの認識の下、各小中学校に冷房設備の整備を進めます。

整備が必要な教室の有無を各学校と調整を図り、効果的に安全で快適な学習環境を提供できるよう努めてまいります。

ご質問の二点目、児童・生徒に対しての熱中症対策のガイドラインの見直しについてですが、町教委、各学校において独自の熱中症に対する危機管理マニュアルやガイドラインは作成されておりませんが、各学校では道教委作成のマニュアルを参考に、実情に即し、暑さ指数や熱中症警戒アラート、気象庁のウェブサイト等の情報から総合的に判断するとともに、各学校間で情報・状況の共有、連携を図り、児童・生徒の命と健康を第一に適切に対応を行っております。

また、夏季長期休暇の期間見直しについても、

来年度へ向けて各学校と具体的に協議を行ってまいります。

明確なガイドラインや具体的なルールを設けることももちろん大切であると考えますが、甲谷議員のご質問の中にもございますとおり、子ども達のみならず体調の変化にも確実に気づくことができるよう、教職員には児童・生徒の命と健康を守

### 質問

#### 町内の熱中症対策について



増川高志 議員

今夏は檜山地方でも記録的な暑さとなり、八月は最高気温が三十度を超える日が十日以上もありました。

「広報おとべ」では連日、熱中症アラートが発信され、町民の健康と安全に寄与していただけたことに感謝いたします。

真夏日が続く中、町内の保育園・小学校・中学校では、保護者のお迎えの時間まで、エアコンが

るため、より一層、一人ひとりを見守り、支え続ける意識の醸成を期待するとともに、教育委員会としても児童・生徒の安全で快適な学習環境の構築はもとより、子ども達を見守り、支える教職員をハード・ソフトの両面において支援できるように体制の整備を進めてまいります。

設置されている部屋に園児を集めて保育する、下校時間を繰り上げ午前授業にする、Ｔシャツ等の薄着で登校するなどの対策が行われました。

熱中症は、時には死に至る危険な病態であり、熱中症の約四割が室温や湿度の上昇などの環境要因により室内で起こるとされています。

乙部町では滝瀬地区の寿の家から豊浜地区のと

よはま地区センターまで、小中学校も含めて二十カ所の公共施設が避難所に指定されていますが、ほとんどの施設ではエアコン等の冷房設備が整っていません。

暑さの厳しい最中に災害が起き、多数の町民が避難所生活を余儀なくされた場合、熱中症の危険性はさらに高まるものと思われま

保育園児たちが元気に遊べるように、小中学校の児童・生徒たちが暑さに意識を取られることなく集中して授業を受けられるように、また町民が安心・安全に施設を利用できるように環境の整備は重要ではないでしょうか。

年々厳しくなる気象状況や環境の変化に置いていかれることなく、施設へのエアコン導入等の対策は必要であると考えます。

町長のお考えをお伺いいたします。

### 答 弁 者

#### 寺島町長

今年の夏は、熱中症警戒アラートが初めて全道に発表される異常の事態となりました。

このような気温の高い最中に災害が起きた場合、避難所となる場所に冷房設備があるに越したことはないと考えます。

しかしながら、各集会所のホール等を冷やすためには、大型の冷房設備などが必要となり、全施設への設置は相当額の費用が必要となります。

限られた財源の中での有効的、かつ効率的に整備しなければならぬため、良い財源などを模索しながら、検討を重ねてまいります。

また、災害の状況にもよりますが、電源を喪失となった場合なども想定した場合は、必ずしも冷房設備の設置が有効とは限りません。一つの例としては、小型の発電機と扇風機の

方が良い場合もあるというところでございます。

また、増川議員は保育園についても触れられております。

つくし保育園は、令和元年に増築された三歳児の教室のみ冷房設備があるに留まっており、それ以外の保育室は扇風機が複数設置となっております。

保育士らは日中の活動に水遊びを積極的に取り入れたり、担当課職員らが外部から扇風機と氷を調達し、少しでも冷気により体感温度を下げるな

どの工夫をし、八月を過ぎたと聞いております。

幸い、熱中症等による体調を崩すような事案は見られておりませんが、小中学生以上に体温の調節が難しいこと、通常の保育環境より一段と注意が必要となっている状況であることから、小中学校と同様に、保育園への冷房設備につきましても整備を進め、より安全で安心できる運営を図っていきたいと考えております。

## 質問

活力に満ちた住みよい「まち」づくりを目指して

- ① 町民ニーズに即したまちづくりの構築について
- ② マイナンバー・マイナンバーカード・個人情報保護と登録者に係る検証について



田中義人 議員

## 【質問①】

過去に民間事業者により「檜山エリア洋上風力発電計画」仮称が示されたことに伴い、巨大な風

車建設による低周波や騒音による地域住民への健康や景観への影響などが懸念されるとし、町民有志による「風力発電を考

える会」が設立され、町としても風力の騒音や低周波による健康被害から町民を守るため、一定の距離を海岸から離して建設されたい旨、要望し続けてきたところでありますが、事業者との情報に関するかい離があったことから「檜山管内洋上風力連絡協議会」を脱退するに至ったことは周知のとおりであります。

その後、協議会も名称の変更をするなど事業の円滑な導入を推進する「促進区域」の指定を目指しており、海底地盤の調査に着手、江差町沖合一カ所で海上ボーリングの実施を試みられていました。

さらに国は今年五月に、再エネ海域利用法に基づく「有望な海域」に道内五地域を選定し、その中に乙部町の沿岸を除く檜山沖も選定事業のひとつとされているところであります。

これが現在までの一連の経緯であると認識しております。

この間、事業計画の概

要について、事業者による町民説明会を開催してはいますが、町民の健康被害や大自然の景観を壊すことなく、強いては自主財源が乏しい町財政基盤の安定確立も必要なことでしょう。

さらに「檜山管内洋上風力事業促進協議会」との整合性も必要不可欠なことであると考えます。

今後の在り方については「檜山洋上風力事業協議会」を脱退した経緯を踏まえつつ、町民ニーズに相應ると同時に、再生可能エネルギーの在り方を追求すべきとも思いますが。

あるべき施策を模索すべきと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

## 答 弁 者

寺島 町長

国においては、二〇一三年に温室効果ガスの排出量が過去最高を記録する中、二〇五〇年までにその温室効果ガスの排出

を実質ゼロにする目標を掲げました。

当時、日本国内における電源構成に占める再生可能エネルギー比率が低い水準であり、それから国では再生可能エネルギーの主力電力化に向けた取り組みを加速させ、風力発電に力を入れていくと感じております。

乙部町では、十五年ほど前に陸上風力発電計画が浮上し、各種調査や地域との丁寧な協議により、当初計画の建設場所を変更するなどを経て、周辺の地域住民と合意形成が図られたとして、元和地区に風車二基が建設され、年内に稼働を予定していると伺っております。

洋上風力発電事業につきましては、再エネ海域利用法に基づき、国が「促進区域」を指定し、公募により事業者が選ばれ、最大三十年間、洋上風力発電事業に係る海域占用が認められるというものであります。

檜山沖の事業計画によりますと、水深の浅い沿岸の海底に高さ二百五十

mを越える巨大な風車を固定し建設する工法、着床式を採用することから、当町の海域地形と照査すると、岸から相当近い位置に建設され、町民の暮らしの安全や環境に大きな影響を及ぼす懸念があります。

きないと考え、令和三年一月に、檜山洋上風力連絡協議会から離れる判断をいたしました。

また、その翌月には、連絡協議会の名称が「檜山洋上風力推進協議会」に改名されたところでございます。

乙部町といたしましては、今回の計画による洋上風力発電事業推進の意思はなく、海域指定から乙部町沿岸が外れております。今日に至る経緯でありませんが、令和二年一月に檜山洋上風力連絡協議会が設立され、同年七月には、檜山沖が再エネ海域利用法に基づく「一定の準備段階に進んでいる区域」に選定されました。

その後、課題となっておりまして送電につきまして、令和四年度に国が調査を実施し、発電出力規模を算定するとともに、その電力が既存の送配電事業者の系統に接続可能との確認が取れたことから、本年五月十二日、乙部町沿岸を除く檜山沖が「有望な区域」として整理されました。

連絡協議会では、檜山沖海域の「促進区域」指定を目指し、洋上風力発電事業を推進するとしてきましたが、乙部町といたしましては、風車の規模や設置場所、設置された場合の環境影響について、何ら見通しが立っていないことから、この状況では事業の推進の判断がで

今後は、「促進区域」の指定に向け、法定協議会が設立された中で、漁業影響調査や発電設備の設置運営、環境配慮に関する事項や地域振興策について話し合われ、協議会による意見の取りまとめが行われることとなるうかと思っております。

乙部町といたしましては、今後立ち上がるであろう法定協議会に、環境

影響や地域振興策などの協議に関わっていきたいと考えております。

また、脱炭素に関する取り組みについてでございますが、当町におきまして、昨年六月にゼロカーボンシティ宣言を行い、二〇五〇年のカーボンニュートラルを目指すこととしております。

まずは、公共施設からということ、現在、役場庁舎隣で建設中の防災設備拠点施設への太陽光パネル及び蓄電池の設置、また、現在、基本設計を行っております給食センター及び保育園への再エネ設備の導入を検討しており、今後も脱炭素に関する取り組みを進めてまいります。

町の安定的な財政運営につきましましては、発電施設の設置に伴う固定資産税の増額が考えられるものの、町民の暮らしの安全安心、地域資源の次世代への継承を最優先していきたいと考えております。

これまでどおり、行政改革への取り組み、各種補助制度の有効活用や

財政措置のある地方債の確実な確保を図るとともに、現在、強化を図っておりますふるさと納税への取り組みについても、更に力を入れていきたいと考えてます。

### 質問②

直近では、マイナンバーカードに起因する問題、課題が様々に提起され、特に個人情報と紐付けられるトラブルが続いていることから、個人情報の保護の取り扱いについて猶予するものであります。

マイナンバー制度の当初の目的は所得を正確に把握し、公正で公平な納税や社会保障の給付を的確に実現する制度とされていきましたが、日時が経過するにつれ、健康保険証をはじめとする「紐づけ」が進められています。

まずは、戸籍情報をマイナンバー制度と連携させ、所用の手続きの簡素化を目的に身分証明書として使える「マイナンバーカード」の交付をはじめましたが、申請が

各自自治体の取得率にバラツキが目立ち「マイナンバーカード」の取得者に買い物などに使える、いわゆる「マイナポイント」を付与する事業を通じて普及を促す策が講じられ、健康保険証を「マイナンバーカード」に関連する法案が可決、成立されました。

しかし、情報の流出等々が懸念される事例が発生しているにもかかわらず、国は令和六年秋頃には「マイナンバーカード」に一本化する方針で、マイナンバー情報に関する総点検を本年十一月頃までに自治体毎に総点検を指示するとしておりますが、未だ点検内容や具体的日程の明確化や、特に総点検に要する事務費負担の支援も不明で、地域にそれぞれの実情に向き合い現実的、合理的な点検をされたいとしております。まるで、自治体に責任の転嫁のごとくであります。

また、個人情報の漏えいも懸念されていることから、制度の検証、事務

費の交付も含めての在り方について、どのように進められるか町長のお考えをお尋ねします。

答 弁 者  
明石町民課参事

マイナンバー・マイナ

ンバーカード・個人情報保護と登録者に係る検証についてであります。行政の効率化、国民の利便性向上、公正な社会の実現のため、社会保障税、災害対策の分野で活用することとしてスタートしたマイナンバー制度ですが、当初はマイナンバーカードの普及率も低く、当町においても二年前までは全道最下位の普及率でありました。

マイナポイントの付与の開始等もあり、八月三十一日現在、申請率で八十四・〇八%、交付率で八十二・六七%となっております。

令和三年十月からマイナ保険証の本格運用が始まり、令和六年秋には実質義務化といわれており

ますが、当町の国保病院での利用も月に数件程度であり、まだまだ課題が多いと捉えております。

何より健康保険証やマイナポイントの連携ミスといった報道もあり、個人情報流出等を不安に思う方がいるのも事実だと思えます。

当町では住民基本台帳ネットワークの基幹システムでの自動連携が主であり、手作業による連携を行っている事務は少なく、そういった事務においても複数の職員で二重にチェックしており、現時点で情報の連携ミスといった事例は報告されておりません。

マイナンバーカード情報の総点検は全国で三百二十二自治体を対象に実施するとされ、当町は該当しておらず、現時点で膨大な点検作業が発生するとは考えておりませんが、連携した情報が正確に紐づけされているか不安に感じている方もおられると思いますので、役場窓口でもマイナポータルを活用した確認の支援

を行っていきたいと考えておりますし、相談体制を整え、適切に対応して

まいりたいと考えております。

質 問

安心して暮らせる「まちづくり」を目指して



澤田 一幸 議員

過疎化・少子高齢化により全国的にも殆どの市町村では人口減少が問題となっており、乙部町も数年後には人口の半分以上が高齢者となるデータも出ております。

町内の一人・二人世帯の高齢者によく聞かれますが、国道二二九号線のトンネル開通にあたっての目に見えない進捗状況の不安、新型コロナウイルス「五類」移行への不安、物価高騰による打撃、今夏に至っては猛暑が続き、多大な精神的・体力的負担が余儀なくされており、不安の声を多く耳にしました。

総務省消防庁によりまして、今年五月から八月末迄で、道内の熱中疾患

者約三千人のうち高齢者の割合は六割を越えていたと発表しております。

もし、実際に自分の身に何か起きた時には混乱して対応できないかもしれないと話して頂いた町民も多くいらっしゃいました。

町内では緊急連絡表等の体制・対応策は存じておりますが、万が一の事を考え、消防署や病院、役場（行政）に直通する様な緊急時用の携帯型の呼び出しベル等を常備して頂く様に出来ないものかと考えております。

今年には町内でも家の中で一人で転んだり、倒れたりして数時間も動けなかった方や中には亡くなった事も例年以上に耳

にしており、不安を少しでも払拭して安心して生活ができる様な新たなシステムを少しずつでも取り入れてはどうでしょうか。

是非、町長の考えをお伺いします。

答 弁 者  
寺 島 町 長

高齢者の方々が新型コロナウイルス「五類」への移行や物価高騰、更には猛暑による不安などを抱き心配をされており、緊急時用の携帯型の呼び出しベル等を常備できないかとのご質問でありますが、町では虚弱等の状況にある高齢者世帯に対しては緊急通報装置として固定電話型と連動した室内で利用可能なペンダント型発信機を二十五台を保有し、うち二十四台を現在、貸し出しております。

また、保健師が行っている、おたっしや訪問などの各種事業による健康確認や、各地区で行われ

ているサロン活動の中でスマホ教室の開催を今後予定しており、不安を少しでも解消するよう、努力をしております。

しかしながら、やはり家族などの力添えがあくまでも前提であり、行政のみで解決が難しいものと考えております。

普段日常から家族・ご親族との決め事として携帯電話の機能等の活用を

互いに学び合うことで、

家族の交流が増えること

更には朝・夜に安否確認を兼ねた電話連絡等をすることや、益・正月等の

帰省した際にご親戚やご近所、自治会役員・民生

委員等との交流による連絡体制の構築を図るなど、

基本的な対処方法を図ること

ことで不安の払拭に繋がっていくものと考えます。

## 質問

### 空き家の現状と対策について



笹谷 隆 議員

空き家の現状としましては、北海道は日本国内でも過疎化が進んでおりまして、当町においても空き家が目立つようになっていますかと思えます。少子高齢化と若者の都市部への流出は、乙部町のみならず、多くの地域が抱える課題となっております。

空き家が増加すると、地域の景観やコミュニティが損なわれ、また、

維持管理が行き届かないことで、風化や劣化がさらに進むなどの悪循環となります。

想定される主な、一般的

な対策としましては、有効な対策は地域によ

って違いはあると思われ

ますが、一つとしては、空き家のイノベーションによる活用。

二つとして、移住促進策の一環としての住居支援。

三つとして、空き家所有者や利用希望者に対する情報提供の充実等々が挙げられると考えます。

これらの対策は地域の状況に合わせて総合的かつ複合的に取組むことが肝要であり、そのことが持続可能な地域づくりの一助になると考えます。

その中で町長の方針にもあります、関係人口の拡大という観点から、例えば空き家をリノベーションし、民泊施設として改修し、活用する等は検討できないでしょうか。

こういった民泊施設が増えることで、観光等の利用者だけでなく、お盆や年末年始等で帰省される方々の宿泊にも寄与できるものと考えます。

また、近年増加しつつあるリモートワークの環境づくりと空き家対策を組み合わせるといったことも、一つの方策ではないでしょうか。

これらは一例ですが、空き家対策を一つの切り口とした、関係人口拡大、地域資源の活用につなげていけるのではないかと

考えます。

乙部町に合った有効な空き家対策は、現在、乙部町を離れた地域でお住まいの所有者の方々が改めて前向きに故郷乙部町との関わり方を考えていただくきっかけにもなるのではないのでしょうか。

近年の町内における、傾向と現時点の対応及び今後について、町長のお考えをお伺いいたします。

## 答弁者

### 寺島 町長

町内の空き家の件数は、平成二十七年度調査で百四十四戸、令和二年度の調査では二百六十一戸と五年間で約一・八倍となっており、年々、増加傾向が高くなってきております。

要因は、核家族化による自然減が主なものであり、今後もこの状況は続くと思われ、大きな地域課題となっており、大

町では、空き家対策として、活用可能な空き家

につきましては北海道空き家バンクに十七戸登録し、九戸が売却済み、三戸が賃貸されている状況でございます。

そのほか、リフォーム助成金を活用した空き家の解体が七戸など、一定の成果がみられているところでございます。

今後の空き家対策につきましては、所有者に空き家の流通や利活用、管理を促すと共に、ワーケーションや移住促進など他の施策との連携の可能性について、先進自治体の取り組みやニーズ等を把握し、公共施設の活用も含め、検討していきたいと考えております。

空き家の増加につきましては、大きな地域課題となっております。

地域資源として転換できるよう、活用方法を検討し、関係人口拡大等の地域振興に繋げていきたいと考えております。

質 問

- ① スクールバスの対応について
- ② 移動支援事業について
- ③ 高齢者宅除排雪について



倉持 篤 議員

〔質問①〕

現在、乙部小中学校への通学でスクールバスの運行送迎を行っておりますが、乙部小学校児童のスクールバス利用者は姫川方面から五名、栄浜方面からも五名となっております。

中学校生徒は学校前での乗り降りが可能であります。小学生は、校門前でのバス旋回が困難であることから学校前の国道沿いで乗り降りを行っています。雨、風、冬の吹雪時もあることから、保護者や地域の方々、学校関係者からも改善を求める声は多く聞かれています。これまで大きな事故等は確認されておりませんが、より子供達への安全面を検討する上で、停留

所等の設置や車両変更などの対応を検討いただきたいと考えます。現況についてのお考えをお伺いさせていただきます。

答 弁 者

品野教育長

現在、乙部小・中学校へスクールバスで通学する児童・生徒は委託事業者が運行する二十九人乗りのマイクロバス一台、それと十四人乗りのワンボックス車にそれぞれの決まった場所で乗降車し通学しております。

その中で、小学校に通う児童の登下校時の学校前での乗降車については、学校敷地内への車両の乗り入れが道路の幅員が狭小であること、車両の通

行及び旋回時に徒歩で通学する児童の安全性が確保できない等の観点から、学校前の国道沿いで乗降車を行っております。

ご質問のありました停留所等の設置や車両変更等への対応については、現在の国道沿いに停留所等を設置することは、設置により歩道が狭まること、また、付近に防火水槽が設置されており、非常時の対応が困難になることが想定されるとともに、徒歩で通学している児童も同様に風雨・吹雪の中を登校していることを踏まえると現実的ではないと考えます。

同様に車両変更についても、スクールバスを利用している児童・生徒の人数からマイクロバスに代わる小型車両への変更は困難であり、また、先ほど申し上げたとおり、学校敷地内での通行、旋回時の安全性が確保できないため、車両変更は考えておりません。以上の観点から、小学生児童の登下校に係るスクールバスの運行につい

ては、現行の運用方法が最善であると考えております。

〔質問②〕

町では障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定し、様々な方面で障がい者及び障がい児事業対応にご尽力いただき、ありがとうございます。

移動支援事業については、取り組み自体が町民に伝わりにくい部分が多くあるように思われます。

移動支援事業内容は、屋外での移動が困難な障がいのある人等の外出の為の移動支援を行い、地域における自立支援や社会参加を促す事を目的に実施しますと記載されており

た。ただし、この事業ですが、移動支援計画における見込み量が平成三十年から令和五年まで、件数がゼロの数字がならんでいます。

この見込みとなる方への判断基準を先ずお伺いしたいと思っております。それと併せる様な対応

希望といたしまして、放課後デイサービスの利用者への移動支援を町独自で行う事は出来ませんでしょうか。

現在、放課後デイサービス利用者の移動送迎は当然のように保護者が行っておりますが、仕事をしている保護者は、業務時間を割きながらの送迎や、職場に迷惑がかかることから働く事が出来ない方もいらっしゃいます。

是非、検討いただきましたと思いますが、お考えをお聞かせ下さい。

答 弁 者

萬木町民課長

町では障害者地域生活支援事業として、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とした事業を進めております。

その中で、屋外での移

動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、移動支援事業を定めております。

移動支援事業において対象となる方の判断基準は、町内に居住する障害者等で屋外での移動に著しい制限のある視覚障害・全身性障害一級・知的障害及び精神障害を有する方とされており、

しかし、実施要領の中において営業活動等の経済活動・通年かつ継続した外出・介護保険法及び障害者総合支援法のサービスを受けられる外出等は支援を受けることはできません。

このようなことから、ほとんどの方は介護や障害者へのサービスを受けることが優先されており、その他に該当される方につきましては制度については伝えておりますが、本人からの申請がない状況でありますことから、更に周知を図っていただきたいというふうには考

えてはございます。

また、放課後デイサービスの利用者への移動支援についてでございますが、町では上ノ国町の子ども発達支援センターに通われている方に対し、障害者等通所交通費助成事業として、自宅から通所施設までの交通費として公共交通機関利用と自家用車利用それぞれの規定を設けて助成を行っており、児童通所支援利用者負担におきましても全額を助成しております。

保護者の方々が送迎に負担があるということには思いますが、町としては子どもの成長に寄り添うことの大切さを社会全体の理解が進むように醸成していきたいと考えてございます。

### 〔質問〕

超高齢化時代を向え、乙部町の高齢化率も年々高くなってきている現状では、やはり高齢者への支援活動は欠かす事が出来ないものと思っております。

特に、高齢者宅の除排雪については、住民生活の安心安全面でも今後重要な取り組みの一つと考えられます。

現在、就労継続支援事業所の二団体とシルバー人材団体の方々がこの除排雪に携わっております。除雪車の通った後の除雪や屋根から落ちた氷状態の排雪は高齢者にとつては、どうする事も出来ない状態であり、また雪投げ場の少ない所や近所トラブルによる雪捨て場のところに困っている方も少なくありません。

昨年度乙部町では、除雪機を導入し、各自治会への貸し出しを行い多くの方から喜ばれる声も聞きました。

今後、冬期間の除排雪に関しては、対応を継続し、町民へ安心出来る生活を守る事は必須ではありませんが、今後、不安視されるのが現在事業対応している法人二団体とシルバー人材団体の対応者です。

各団体の作業員は障がいを持った方であり、六

十五歳以上となる方で構成され、対応出来る人数減は今後予測されることと思っております。

除排雪を始め、高齢者の生活支援サービス提供に支援をきたさぬ対応が求められて行くと思いますが、この高齢者生活支援について、町としては現状対応についてはどの様に感じ、今後はどのような方向性を考えか、お伺いいたします。

### 答 弁 者

## 寺 島 町 長

当町におきましては、高齢化が進み、高齢者への支援は今後、益々求められるニーズが多くなつていくものと予想されており、除排雪におきましては二つの就労継続支援事業者とシルバー人材センターが取り扱っていただいております。更に各自治会町内会への除雪機の貸出事業による地域活動も行われており、関係団体の方々には感謝の意をと伝えるところでござ

います。

ご質問では、携わっていただいている方々におきまして、高齢化が進んでいることから対応に支障が生じてくるのではという事でございますが、確かにそのような懸念がされますが、町といたしましては引き続き、就労継続事業所二団体におかれましては事業継続をお願いするとともに、シルバー人材センターにおきましても今年度中に体制整備をしたうえで、活動を活発にさせていただけるようお願いしております。ところでございます。

更に、各自治会町内会の貸出事業による活動につきましても、人材の確保を図りながら取り組んでいただくこととあわせて、高齢者の方々におきましても、ご家族・ご親戚・ご近所等との普段からの交流から、コミュニティの向上をはかることが肝要であり、そのことにより社会全体としての助け合いの心で取り組んでいくことに繋がるものと考えております。

## 質問

- ① 平和事業の実施について
- ② 防災について



安岡美穂 議員

会とも連携しながら、町民や小中学生にも広く呼びかけ、子供たちの発言等も入れながら、「町民平和を考える日」の行事を設けてはいかがでしょうか。

平和意識を醸成していくことが大切であると考えております。

現状、「町民平和を考える日」の行事等の開催は考えておりませんが、今後遺族会、各団体との連携を図りながら、戦没者への哀悼の意を表し、平和意識を次世代の若い人たちへ引き継いでいく事が大事であると考えております。

業を実施しているほか、総合的な学習の一環として戦争を題材にしたアニメ映画の鑑賞を行うなど、平和教育の推進を日頃から実践しているところであります。

## 質問①

私は、今回初めて広島県へ行く機会を得て、遅まきながら八月六日から八日の日程で平和の旅に行ってきました。

最初に平和公園で目に入ったのは、原爆ドームです。

七十八年前、八月六日八時十五分、原爆投下によって当時、広島県産業奨励館であった建物が、あのような姿で残っております。

人も近くの川に、どんな思いで身を投じたのか、推し量ることはできませんでした。

戦争によって、人の命も、建物も、道路も一瞬にして、日常が非日常になってしまったことの悲しさや恐ろしさは、広島平和記念資料館での展示物を見て、その思いを強く感じたところです。

百聞は一見にしかずということわざとおりでした。

報道されている書物や映像などで知っているつもりでしたが、このような教訓を風化させることなく正しく、引き継いでいくことが大切と考えます。

一点目、近隣市町村では既に平和の教育・授業として実施しているところもあります。当町においても、広島・長崎への小中学生への派遣や、修学旅行など、我が町にあった形で、平和を考える体験が必要ではないでしょうか。

二点目、毎年八月一日、戦没者慰霊祭が実行委員会によって行われていますが、遺族の高齢化や代替わりもあるのではないかと思います。これを風化させることなく、遺族

答弁者

## 寺島町長

当町では毎年八月に、戦没者慰霊祭を執行し、郷土の未来を守るために戦地に赴いた方々への追悼と平和を祈念しているところでございます。

戦後七十八年を迎えた中、世界の恒久平和は、全人類共通の思いであるとは思いますが、世界に目を向ければロシアのウクライナ侵攻など、一瞬にして日常が変貌してしまう状況。

一日でも早く、平和を享受できる世界になってほしいと願うばかりでございます。

このような世界情勢を目の当たりにし、町民一人ひとりが日頃から平和について考えて行動をし、

答弁者

## 品野教育長

平和教育の重要性については、過去の歴史的な出来事や核兵器による唯一の被爆国としての教訓から、持続可能な平和を確立するとともに、次の世代に平和と共存の価値観を育て伝える必要があります。

安岡議員のおっしゃる平和を考える学習の機会の確保も当然に大切なものであると認識しております。

当町の各学校においても、平和教材を用いた授業を実施しているほか、総合的な学習の一環として戦争を題材にしたアニメ映画の鑑賞を行うなど、平和教育の推進を日頃から実践しているところであります。

また、一人一台端末などICTの活用による平和学習の一層の推進についても、今後、各学校と協議して進めてまいります。

ご質問にありました修学旅行先を「広島・長崎」等へ変更することや児童・生徒を派遣することとは、旅行費用を支払う保護者の負担等を考慮すると困難であると言わざるを得ません。

現在の修学旅行は小・中学校ともに東北方面への旅行を実施しており、東北・北海道の文化、風習、歴史的つながり等を踏まえた中で、各学校においてそれぞれの修学旅行の目的に合わせた行程を検討し行っているところでございます。

## 質問②

避難路や避難所について

て、その現状はどのようなか。

また、防災会議の委員に女性の参画が必要で、これはとても大事なことではないかと思うのですが、いかがか伺います。

避難路については、除雪や草刈りなどは、自治会町内会と連携しながら対処しているということをよくお答えいただきませんが、地域の高齢化などできない地域も多くなっています。

既に振興公社に委託している地域もある中、今後、避難路については、除雪、草刈りなど、高齢者事業団、シルバー人材センターなど、振興公社などに委託し、町が責任を持って行うというようにしてはどうか。

そして日常的に、町民の安全が図られるようにしてはどうかと思います。避難所についても、災害によって避難場所にも違いが出てきます。

そのためには、避難訓練なども必要と思われるますが、各地域の避難訓練状況などはどのようなか。

なっていますでしょうか。様々な避難所内の提言などについて、女性への視点なども必要と思えますので、合わせてお願いしたいと思います。

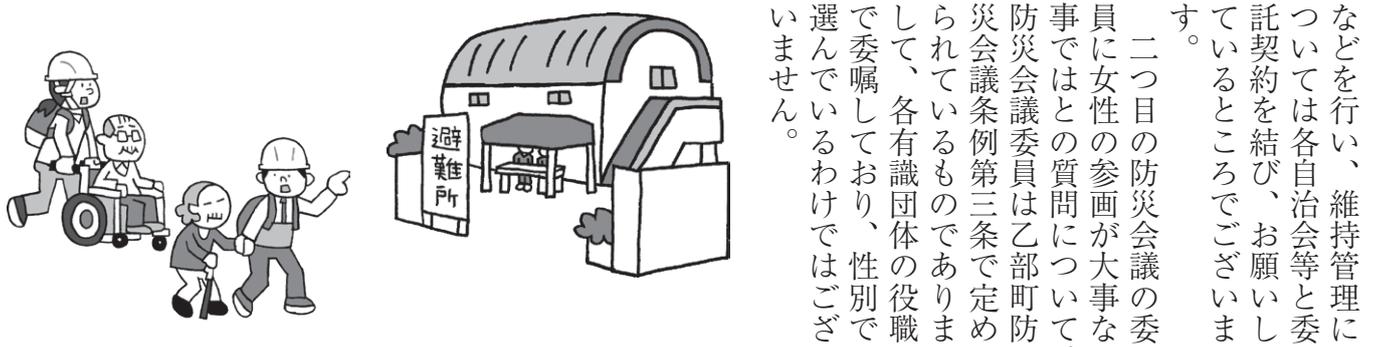
答 弁 者

寺 島 町 長

一つ目の避難路や避難所について現状はどのようなか。現在、災害が起きた場合、まず生命の安全を確保するための一時避難場所、例えば、高台です。町内に三十八カ所あり、その後、災害の状況に応じ、適切な場所に開設する避難所は二十四カ所となっております。

避難路につきましては、年度当初に防災担当職員で見回りをし、手すり等の修繕が必要な場合は町で修繕し、草刈りや除雪などの維持管理は各自治会へお願いしているところでございます。

避難所につきましては、集会施設や学校等となるため、各担当部署で修繕



などを行い、維持管理については各自治会等と委託契約を結び、お願いしているところでございます。二つ目の防災会議の委員に女性の参画が大事な事ではとの質問について、防災会議委員は乙部町防災会議条例第三条で定められているものでありまして、各有識団体の役割で委嘱しており、性別で選んでいるわけではございません。

## まちづくり常任委員会の 活動 報 告 ( 閉 会 中 の 継 続 調 査 )

令和5年8月21日、町内漁業関係者18名及び関係職員の出席を求め、次の各事件について調査しました。調査の結果または、概要については次のとおりです。

### ○ 漁業振興について(漁業従事者との意見交換)

当日参加された漁業従事者の皆様から、近年の当町における漁業の現状と今後の漁業振興について意見交換を行った。

当町における漁業については、環境変化が起因するなどし、近年では全体的に漁獲物の収入が激減している現状の報告を受けたところである。特

にイカを主力とする漁業については、収入減の他、燃料費の高騰や漁船設備の費用等が重なることにより、漁業者が疲弊し、今後の漁家経営の存続が危ぶまれることが見込まれ、他の魚種への転換が急務であり、何らかの対策が必要と思料するところである。

沿岸漁業を行う上で、育てる漁業を推進し取り組んではいるが、比較的安全しているナマコ以外は漁獲単価、数量共に安定しているとは言いがたいところがあり、漁家経営を取り巻く環境は今後益々厳しくなると思われる。

そのようなことから、漁業関係者からは、漁業外の収益にも頼らざるを得ない現状があり、檜山沖での洋上風力発電事業の推進について、必要性があることで報告を受けたところである。

議会として、洋上風力発電事業については、反対の立場ではなく、町民の安全安心を第一に考えることを前提に推進する

ことが条件と考えており、そのためには、町民に対し関係機関からのきめ細かい説明がなされた中で、洋上風力発電事業等が展開されるよう望んでいるところである。

水産業は当町において、第一次産業の柱の一つとなる分野であることから、漁業者又は漁協自らが試行錯誤し行う漁獲物の販路拡大や付加価値向上の取り組みに対し、議会は乙部町の漁業発展に繋がるよう協力するものとし、漁業従事者や漁協、町、議会が一体となり、より良い漁業振興策の構築に向けて今後も意見交換の場を設ける必要があると考える。



意見交換の様子

### ○特別養護老人ホームおとべ荘改築工事の進捗状況について（現地調査）

特別養護老人ホームおとべ荘は、昭和五十四年に整備後現在まで使用してきたが、老朽化が著しいため建設場所を緑町地区へ移転改築中であることから、工事の進捗状況を調査したものである。

調査段階では、建物についての進捗率は約九十%で、本年十月下旬までに入居者の移動や物品の搬入を行う予定であることを担当課から説明を受けた。

施設内は、利用者個人のプライバシー保護の観点から多床室から個室に移行することで設計され、明るく広々とした空間であり、利用者にとっては快適な生活を過ごせるものと推察するところである。また、改築施設は、ケアセンターや高齢者福祉施設と連絡路で繋がる計画であり、更に、乙部町国保病院と隣接していることから医療と介護の連携による包括的なケア

の実現が見込まれるところである。

一方、施設内の面積が広くなることにより、介助する職員の負担が増大することが懸念されることから、介護サービスの低下を招くことのないよう十分配慮していただきたい。



調査の様子

### ○学童保育の現況について（現地調査）

学童保育について、各学年毎の総利用者数、職員の雇用状況や現場での学童の利用状況等について現況を把握するため調査を行った。

令和四年度及び本年度



調査の様子

（四月～八月）にかかる各学年毎の総利用者数や職員五名の雇用状況を資料により担当職員から報告を受けた後、事業の実施箇所としては、コロナ禍（令和二年から現在まで）において現在利用している生きがい交流センターから、コロナ禍前に利用していた乙部小学校に実施箇所を変更する予定である旨の説明がされたところである。

今後においても、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供することにより、学童の健全な育成が図られるよう努められたい。

## 町政はあなたのために

— 議会を傍聴しましょう —

- 町議会の定例会は年4回（3・6・9・12月）開催されます。
- 町の臨時会は、必要に応じて随時開催されます。

★★★ 次の定例会は、12月です ★★★



## 議会のうごき

- R 5. 8. 1 令和5年度乙部町戦没者慰霊祭
- R 5. 8. 10 議員全員協議会
- R 5. 8. 14 令和5年度 二十歳のつどい
- // 第33回乙部町ふれあい交流花火大会
- R 5. 8. 21 まちづくり常任委員会（閉会中の継続調査）
- R 5. 8. 24 渡島・檜山町村議会議長連絡会議（七飯町）
- // 檜山町村議会議長会定例会（七飯町）
- R 5. 9. 5 まちづくり常任協議会・委員会
- R 5. 9. 8 檜山町村議会議長会役員会（江差町）
- R 5. 9. 7 議会運営委員会
- R 5. 9. 14 令和5年第3回乙部町議会定例会、全員協議会
- R 5.10. 4 檜山町村議会議長会臨時会（江差町）
- R 5.10. 6 第28回東京おとべ会（東京都）
- ～8
- R 5.10.16 渡島・檜山町村議会議長会主催議員研修会（北斗市）
- R 5.10.17 特別養護老人ホームおとべ荘落成祝賀会
- R 5.10.18 決算特別委員会
- ～20

### 編集後記

九月下旬まで何かと暑い状況が続いておりましたが、十月に入った途端、急激に気温が下がり、ちょっとした暖房が欲しくなるような季節となりました。

こういった時期には特に体調を崩しやすくなりますので、町民の皆さんが健康にこれからの季節を乗り越えられるよう、体調管理は十分注意しましょう。

今後も、議会の様子を「分かりやすく・読みやすく」をテーマに編集に努めてまいりますので、皆さんのご意見等をお聞かせください。

#### 【議会だより編集委員】

委員長 田中義人  
副委員長 澤田一幸  
委員 米坂貞男  
委員 倉持篤